

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

第15条中「, お客様サービス推進員」を「, 運輸課長及びお客様サービス推進員」に改める。

第35条第1項中「電路主任」を「電気主任」に改め, 「信号通信主任」を削り, 「電路係員」を「電気係員」に改め, 「信号通信係員」を削る。

第42条の見出しを「電気主任」に改め, 同条中「電路主任」を「電気主任」に, 「, 電路設備等」を「, 電路設備, 信号保安設備及び通信設備等」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第44条の見出しを「電気係員」に改め, 同条中「電路係員」を「電気係員」に, 「, 電路設備等」を「, 電路設備, 信号保安設備及び通信設備等」に改める。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

附 則

この規程は, 平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)